

産業建設委員協議会記録

開 会 年 月 日	平成 25 年 12 月 19 日
開 会 時 刻	午前 10 時 19 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 53 分
出 席 委 員 名	◎宿 典泰 ○上田 修一 上村 和生 北村 勝
	辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 浜口 和久
	山本 正一
	世古口新吾議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	な し
担 当 書 記	中野 諭
協 議 案 件	伊勢市観光振興基本計画（案）について
	消費税法等の改正に伴う対応について
	水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について（報告案件）
説 明 者	産業観光部長、産業観光部参事、観光企画課長
	上下水道部長、上下水道部次長、上下水道総務課長
	上水道課長、料金課長
	その他関係参与

☆協議経過並びに概要

宿委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「伊勢市観光振興基本計画（案）について」、「消費税法等の改正に伴う対応について」、報告案件として「水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について」の説明を当局から順次受け、若干の質疑を行った後、聞きおくこととした。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午前10時19分

◎宿 典泰委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、「伊勢市観光振興基本計画（案）について」、「消費税法等の改正に伴う対応について」及び通知にはございませんでしたけれども、報告案件として「水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について」この3件でございます。

会議の進め方については、委員長に御一任願いたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

委員間の自由討議につきましても申し出がございましたら随時申し出にしがって行いたいと思っております。

伊勢市観光振興基本計画（案）について

◎宿 典泰委員長

それでは「伊勢市観光振興基本計画（案）について」を御協議願います。

当局から御説明を願います。

産業観光部長。

●三浦産業観光部長

本日は委員会終了後、お疲れのところ、また、何かとお忙しいところ産業建設委員協議会を開催いただきましてありがとうございます。

本日、御協議いただく案件は、先ほど委員長仰せのとおり「伊勢市観光振興基本計画（案）について」と「消費税法の改正に伴う対応について」及び報告案件といたしまして「水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について」の以上3件でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

観光企画課長。

●北村観光企画課長

それでは「伊勢市観光振興基本計画（案）について」御説明を申し上げます。

その前に大変申し訳ございませんが、資料の訂正を2点お願いいたします。

まず、1点目でございます。資料1-2の7ページをお願いいたします。7ページの右上段の各方針に対しての説明文案というところの一番上の段でございます。上から3行目でございます。真ん中から読みますと「伊勢市が持続的に発展していくためには人づくりが」の「が」を取っていただきたいというふうに思います。

それともう1点でございます。資料1-3を見ていただいて、資料1-3の26ページでございます。伊勢市観光振興基本計画策定推進会議の会議実施記録というふうにありますけれども、その1行目でございます。日時のところ「2013年12月5日」とありますが、これはすいません、昨年に開始しておりますので、「2013」のところを「2012」でよろしくお願ひしたいと思ひます。

すいません、よろしくお願ひいたします。

それでは「伊勢市観光振興基本計画（案）について」御説明申し上げます。

資料1-1をごらんいただきたいと思ひます。

「1 計画策定の目的」ですが、少子高齢社会となり、人口減少が進む中で、経済の成長や維持には、地域へ人が訪れる交流人口の拡大が重要視されており、その一方で観光に対して求められるニーズや価値観は多様化しております。

また、現在の観光振興基本計画は、第62回神宮式年遷宮に向けての観光事業を推進するための6年間の基本計画でありました。

今回策定予定の計画は、観光を取り巻く情勢の移り変わりが激しいことや市長の政策に左右される面もあることから、20年後の第63回神宮式年遷宮も視野に入れた、当初の4年間に取り組むべき方針として、平成26年度から平成29年度の基本計画を定めるものであります。

次に「2 現行計画の検証」でございますが、次期の計画の策定に当たり、基本方針別の検証を行いました。全体の評価としては、目標数値の1,000万人以上を大きく超える観光客が伊勢に来訪し、目標値を達成したことは喜ばしいこととありますが、受け入れ面でその対応が一部追いついていない状況であるというふうに思われます。

なお、この計画の検証につきましては、次の3の(1)で説明させていただく「伊勢市観光振興基本計画策定推進会議」の委員の中の10人に評価を実施いただいております。

次に、「3 計画策定の経過」ですが、(1)で、学識経験者、観光関係団体の代表者等からなる「伊勢市観光振興基本計画策定推進会議」を設置し、今まで7回の会議を行い、計画案を検討しました。

また、(2)のとおり各種調査を実施しました。ここで、①位置情報データ分析調査(GPS調査)と言っておりますけれども、GPS調査とは、携帯電話の位置情報データを活用し、どこから伊勢に来たのか、伊勢に滞在していた時間はどれくらいか、市内をどのように周遊したか、また、周辺地域をどのように周遊したかなどを分析する調査であります。

また、②のインターネットアンケート調査、GAP調査と言っておりますけれども、この調査につきましては、インターネット上で、伊勢に対する認知の有無、興味・関心の有無などを調査し、隠れた地域資源を探し出す調査であります。

③の地域力診断調査とは、伊勢市内で観光事業に携わる立場の方々にアンケートを実施することにより、各組織間の認識の違いを明確化し、地域の強みと弱みを可視化する調査であります。

④の地域力開発セッションは、③のアンケートを回答した方々が、地域力診断調査結果を受けて、取り組むべき課題の抽出やアイデア出しを実施し、今後の施策に反映するものであります。

⑤、⑥については、観光客や観光事業者を対象にアンケートを実施する調査であります。

(3)の市役所関係課職員で構成された「伊勢市観光振興基本計画策定ワーキンググループ」を設置しまして、意見交換を行い、計画案を検討したものであります。

次に4の計画の内容ですが、別紙資料1-2、資料1-3のとおり記載されておりますので後ほど説明させていただきます。

なお、資料1-2は計画の本文を抜粋し、基本方針と具体的方針を導いた経過の資料であります。資料1-3は計画本体で、ほぼ完成版ですが、デザインだけが変わりますので、計画の内容につきましては、資料1-2に基づいて説明をさせていただきます。

次に5の今後の予定ですが、今日御意見をいただいた後、来年1月14日から2月14日までパブリックコメントを実施し、その後、意見に基づき計画案を修正し、再度3月議会の産業建設委員協議会にパブリックコメントの結果を報告し、3月に推進会議へ報告しまして、計画を策定していきたいと考えております。

それでは、計画の内容について御説明させていただきます。

資料1-2をごらんください。今回の計画の概要は、資料1-1の「計画策定の目的」や「各種調査」で述べましたように、まず1点目、第63回神宮式年遷宮を視野に入れた当初4年間の計画であるということ。

2点目、これまでの計画は経験則に基づいた結果で判断してきた部分がありましたが、今回は、来訪者の周遊や滞在時間の行動実態を科学的に把握しました。

3点目、現行計画は目標設定の根拠が弱く振り返りが難しい。新計画では実績、調査結果を基に検証可能な指標を定めて根拠ある目標値を設定するということから、資料1-2の1ページ目にあるように新計画の目標設定(案)を定めました。

目標設定につきましては、入込客数、経済効果、満足度の3種の目標に対して、5項目の目標値を設定させていただきました。数字としては、計画期間の平成29年度まで、毎年数字を設定し、検証できるようにしております。

なお、平成25年の数値に関しては、まだ確定していないため、予測の数字を設定させていただいており、計画策定までに確定したものは、数値を変更させていただきます。

そして、まず、目標値1について、入込客数で神宮参拝者数を設定させていただきました。神宮参拝者数につきましては、平成25年を1,331万人と予測し、平成25年の参拝者数の傾向から外宮への参拝者数が今後も増加すると予想されるため、例年の遷宮後の参拝者数の傾向と異なると考えられます。よって、平成29年度までの神宮参拝者数を800万人までに減少幅を抑えることとして数値を設定しております。減少幅を抑えるための施策として最後に記載しておりますが、「若年層の新規来訪者の拡大」「リピーター確保」「バリアフリー観光の推進」「スポーツ誘客」「外国人の誘客」「両宮参拝のさらなる促進」などが考えられます。

目標値2については、入込客数で伊勢・二見宿泊者数を設定しました。伊勢・二見宿泊者数は、ここ数年、46万人、45万人を推移してきており、平成29年までは48万人を下回らないよう目標値を設定しています。

目標値3の経済効果で消費額を設定しました。消費額は、平成24年の三重県観光リクリエーション入込客数推計書、観光客実態調査報告書による伊勢志摩地域の宿泊、日帰りでの観光消費額の

単価を採用し、宿泊、日帰りでの観光客数に観光消費額をかけた合計値としています。

目標値4の経済効果で外宮・内宮参拝者数の比を設定しました。ここ数年、外宮への参拝者数が増加してきており、外宮さんが市の中心市街地にあり、外宮への参拝者割合の増加は、経済効果につながるということから設定をしています。

目標値5の満足度ですが、満足度の向上は、リピーター増につながることから設定をしました。

次に、資料1-2の2ページから7ページをごらんください。表の左には、今回実施しました調査の主な結果が記載されておりまして、左から2列目は、推進会議とワーキンググループから出された主な意見が記載をされています。これらの結果に基づきまして、6つの基本方針を「観光・交流」という題名を共通として、それぞれ、具体的な方針を導き出しております。

6つの基本方針につきましては、2ページに基本方針1として、観光・交流を生み出す・広げるということで、新たな地域資源の発掘、開発、磨上げを、それから3ページには基本方針2として、観光・交流の負をなくすということで、笑顔で迎える受入基盤・環境の整備を、4ページには、基本方針3として、観光・交流を地域一体で推進するという、行政、事業者を越えた地域連携の推進を、5ページには、基本方針4として、観光・交流を効果的に届けるということで、ターゲット別PR戦略と検証可能な取り組みを行う、6ページには、基本方針5として、観光・交流を広域で受け入れるということで、競争と協働視点での広域連携の推進を、7ページには、基本方針6として、観光・交流のつながりを磨くということで、市民の地域愛からにじみ出る、「おかげさま」の心となっております。

6つの基本方針すべてを説明することは、時間の都合上難しいということから、詳細は御高覧いただきたいと思いますが、現行計画と比較をしまして、今回はめり張りをつけた内容となっております。

主な箇所だけ紹介させていただきます。

新計画では、基本方針1で神宮を核とした情報発信を実施していくことはもちろんでありますけれども、新たな地域資源の発掘が必要であるということ。それから基本方針2で、特に本物の伊勢を世界に感じてもらうための外国人の受け入れも含めた受入基盤の充実を図るということ。それから基本方針3から6で、伊勢の夜の魅力創出やターゲットを定めた誘客展開、広域連携での競争と協働、若い世代への教育を含めた市民力の向上などを重点に取り組んでいくような内容となっております。

以上、「伊勢市観光振興基本計画（案）について」御説明を申し上げました。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

御説明をいただきましたが、御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

少しお尋ねさせていただきたいと思います。

先ほど説明をいただきまして、資料1-2と資料1-1もですが、GPSを使つての位置情報データの分析調査というものがありました。こういったもの、1-2を見ておりますと、細かく、G

P Sを使った、その結果が出ておるわけですが、この辺というのは、どういったものからこういった情報を得られるのか。先般本会議で吉井議員がビックデータの話がされましたけれども、そういったものを活用されたことに関連しているのかどうかもお聞きしたいと思います。

◎宿 典泰委員長
企画課長。

●北村観光企画課長

先ほど説明もありましたように、G P S調査につきましては携帯電話のG P S機能を使った調査を実施しております。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。G P S調査は当然、携帯電話等だと思っておりますが、この情報というのは、例えば細目にわたって当局は多分お持ちなのだろうというふうに思いますが、その辺のところを、先日も私ちょっと質問をさせてもらいましたけれども、こういったデータを市民に対して情報開示する方法というのは、ここにはちょっと詳しいことが載っておりませんので、その辺のところまで考えての、この提案なのでしょうか。

◎宿 典泰委員長
観光企画課長。

●北村観光企画課長

今回このG P S調査を実施したところが「じゃらんリサーチセンター」というところですが、そこへ業務委託をしましてやっていただいたのですが、その結果につきましては、今日ですね、こういった内容も、情報を出しましたところもありまして、じゃらんリサーチセンターの月刊誌、情報誌があるのですが、そちらのほうにもうちの内容も載るといふような部分もございますので。また、この情報につきましては、もし詳細ということであれば資料もありますので、というところがございます。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。また、いろんな情報があれば、教えていただきたいと思いますので、その点よろしくお願いします。基本計画は市民の方々の御意見を頂戴して、またそれを反映していただければなというふうに思っております。

◎宿 典泰委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

消費税法等の改正に伴う対応について

◎宿 典泰委員長

次に「消費税法等の改正に伴う対応について」をお願いいたします。
総務課長。

●中川上下水道総務課長

それでは、消費税法等の改正に伴う対応につきまして、上下水道部所管分の対応を御説明申し上げます。

恐れ入ります。資料2をごらんください。

まず、「1 消費税及び地方消費税の税率の引上げ」でございます。皆さま御承知のとおり、消費税及び地方消費税につきましては、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、平成24年8月22日に公布されました2本の法律によりまして、消費税法及び地方税法がそれぞれ改正され、消費税及び地方消費税の用途の明確化及び税率の引き上げを行うこととされました。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げは、記載のとおり2つの税率の合計でございますが、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%と2段階に分けて行われることとされました。

ただ、税率の引き上げに当たっては、消費税法改正法の附則及び地方税法改正法の附則の規定により、これは、改正法の公布後、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされていまして、国の方におきまして、これらの規定に基づく検討の結果、平成26年4月1日に予定されていまして消費税率の引き上げについては、法律で定められたとおり同日から8%に引き上げることが平成25年10月1日に決定されたものでございます。

続きまして、「2 対応」でございます。

平成26年4月1日の消費税率の引き上げに対する対応方針につきましては、庁内で検討してまいりましたが、消費税及び地方消費税が、価格への転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であるということを踏まえまして、税率引き上げ分を転嫁することが、全体方針として決定されました。

この方針決定を受けまして、上下水道部といたしましても、所管分である水道料金等につきまして、税率引き上げ分を転嫁することとするものでございます。

なお、市全体で統一して定めることが必要なもの、標準額が定められているもの等については、これに準拠することといたします。

次に、この対応方針に基づき、改正が必要となる上下水道部所管の条例でございますが、条例改正の内容といたしましては、基本的には、外税方式で定めてあるものは、税率を5%から8%に改め、内税方式で定めてあるものは、税抜きの本体価格に8%を加算した額に改めることといたします。

水道関係では、上水道給水条例でございますが、改正の対象項目は、水道料金、加入金などでございます。

下水道関係といたしましては、公共下水道条例と農業集落排水処理施設条例の2本でございますが、それぞれの使用料が改正対象項目となります。

なお、電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日前から継続して供給を行っているものについては、検針等の関係で、一定の部分につきまして、旧の税率の5%が適用される旨、改正法の附則で経過措置が定められております。これは以前、3%から5%に引き上げられたときと全く同じ経過措置でございます。したがって、この水道料金、下水道使用料と農集の使用料については、この経過措置の対象になってきます。ということで改正条例におきましては、この法律の経過措置と同様の規定の旨を経過措置ということで条例のほうにも規定をする予定といたしております。

今後の条例改正の手続きといたしましては、上下水道部以外の各部署、市の各部署の所管分もありますので、全体でまた、条例改正案をとりまとめまして、御審議をお願いさせていただくというふうに存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、消費税法等の改正に伴う対応につきまして、上下水道部所管分の対応を御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

よろしいですね、御発言もないようでありますので本件はこの程度で終わります。

水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について

◎宿 典泰委員長

次に「水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について」の報告をお願いいたします。
上下水道部長。

●川口上下水道部長

まず初めに今回御報告申し上げます水道管の破損事故におきまして、また水道水の濁りが発生し

ましたことにつきましては、地域の皆さまを初め、委員の皆さまに大変申し訳なく御迷惑をおかけしたことでお詫び申し上げます。

この後水道課長から破損事故の概要、また、濁りの発生状況につきまして御説明申し上げますけれども、早急に反省点、課題などを検証し、水道は重要なライフラインであります、これを守っていくために万全な対策を講じてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎宿 典泰委員長

上水道課長。

●前村上水道課長

それでは「水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について」事故の概要と濁りの発生状況等を御説明申し上げます。

また、説明に入らせていただく前に、今回御報告の資料の配付が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

資料3をごらんください。

まず、水道管の破損事故につきましては、去る12月13日午後11時頃、裏面の位置図に示しております伊勢市吹上2丁目地内の県道、通称「八間道路」、ぎゅーとら八間通店前の車道におきまして、東邦ガス株式会社が発注しました道路舗装復旧工事で既設舗装板の切断中に、舗装面より約25センチ下に埋設されておりました伊勢市上水道管、内径350ミリのダクタイル鋳鉄管を破損させたものでございます。

次に水道水の濁り発生状況でございますが、発生地域は電話等の通報に基づいて集計し、記載してございます、明倫、有緝、厚生、早修、中島、御菌の6地区にわたり、約1万500世帯、人口にして約2万3,700人の方々に影響を及ぼし、御迷惑をおかけしたものでございます。

この濁りの発生原因につきましては、水道管の破損や弁の閉塞によって流れる方向や速度が急激に変化するということで、水道管内面に付着しておりました鉄分、カルシウムやマグネシウムなどのミネラル類がはがれて水中に混入したもので、外部から土砂や泥水などが混入したものではありません。

復旧状況につきましては、13日午後11時過ぎから破損管の修繕、復旧に取り掛かり、14日午後10時に止水を完了し、15日午前3時45分に濁りの解消により復旧が完了したものであります。

給水活動の実施につきましては、船江会館やぎゅーとら八間通店様の御協力を得まして、公園や小学校を含めて7カ所の給水所を順次開設し、給水車の配置やペットボトルの配布により給水活動を行ったものであります。

また、この給水活動には、三重県水道災害広域応援協定に基づいて、津市、松阪市、鳥羽市、大紀町から給水車の応援をいただくとともに、水道工事業者や建設業者の車両も手配いただいて給水タンクを積載して給水活動を行っております。

なお、東邦ガスは広報、給水作業等に職員を動員し、昨日18日まで二見総合支所の上下水道部内に職員1名を常駐させるとともに、今日現在まで東邦ガス伊勢サービスセンター内に常駐職員12名を配置して、事後の対応を継続しているところでございます。

以上、「水道管の破損事故による水道水の濁りの発生について」御報告を申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございました。特に御発言はありませんか。
山本委員。

○山本正一委員

ちょっとわからんので教えて欲しいのですが、これ非常に、この日、おおごとになったということも事実でありますし、非常に市民の皆さん方に御迷惑がかかったということですが、これ東邦ガスに対してのペナルティというか、僕全くわからんので聞いておるのですが、ペナルティとか、普通の民間の会社であるところということのために保険に入っておるとか、いろんなことがありますわね。こういうことは一体、ちょっとどうなっておるのか教えて欲しいんですよ。

◎宿 典泰委員長

上水道課長。

●前村上水道課長

私どもも端的に申し上げて直接的な原因というのは、水道管を切断しましたガス工事、こちらのほうにあると考えております。ただ、ガス工事の経過ですが、当方との埋設の確認であるとか、事前の工事の立ち会い、また、発注時の施工業者への指示とかをです、現在、事実関係を確認しておるということでもう少し時間はかかるかとは思いますが、損害等の補償については直接東邦ガスと当事者の間でということで交渉を始めていただいております。

◎宿 典泰委員長

山本委員。

○山本正一委員

当事者というのは、市と東邦ガスということなんかな。

◎宿 典泰委員長

上水道課長。

●前村上水道課長

失礼しました。被害を受けられました事業者ですとか、市民の方々、申し出が私どもに電話がかかってきますと、そちらのほうを東邦ガスからまず連絡を入れて出向いていただくという形で対応をしていただいております。

◎宿 典泰委員長

山本委員。

○山本正一委員

はっきり言ってもらわんとわからんので、補償をするということなんか、どういうことなんやな。

◎宿 典泰委員長

上水道課長。

●前村上水道課長

その補償について交渉中、補償をするという前提で、東邦ガスで話をしてもらっておるということです。市のほうでは補償をしないということで、そういう形で進めております。

◎宿 典泰委員長

山本委員。

○山本正一委員

いや、市のほうは補償しないということはわかるんですが、我々のところに電話がかかってきて、非常に、風呂に入れやんだんとか、困ったんやというような話がありますわね。そうすると我々は東邦ガスへ話をしないと、補償をしてくれるんでと、こういう話でいいんかな。

◎宿 典泰委員長

部長。

●川口上下水道部長

委員仰せの補償の問題につきましては、直接皆さまが、我々水道部のほうに電話をいただくこともございます。また、直接東邦ガスのほうに電話をする方もございます。そういった中で、こちらへ電話をいただければ、当然東邦ガスのほうにこういった方がこういう問題で今私ところに連絡がありましたということを言わせていただいて、そして東邦ガスが相手さんの方のほうに出向いて、直接お話をさせていただいて、親切丁寧な対応をしていただくよう、私ところは指示をいたしたところでございます。

◎宿 典泰委員長

山本委員。

○山本正一委員

もう最後にしますが、親切丁寧はええんさ。その金額的な補償はしてくれるんかなということを聞いとるわけや。我々のところにも電話がかかってくるんでな。それをちょっと教えて欲しいんさ。

◎宿 典泰委員長

部長。

●川口上下水道部長

正確にどういうふうな形でしたかというのは、まだ私のほうには情報が入っておりませんが、例えば給湯器等、部分的な問題が生じた部分がございます。そういった部分の対応をさせていただいておるといように聞いております。

◎宿 典泰委員長

よろしいね。はい、辻委員。

○辻 孝記委員

ちょっと私も少しお聞きをしたいと思います。

山本委員が先ほど言われた、ちょっと延長線になるかもわかりませんが、先ほど補償のほうにしましては当然東邦ガスがするべきものだと私も思っております。ただ、水道の水量、量ですね、量をどれだけ使ったかという問題があるかと思いますが、その辺のところというのは、市としては、どういう解釈をして、その辺は東邦ガスが全部責任を持たせるという形になっているのか、ちょっと、その辺が、市民が多分わかりにくくなるのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

◎宿 典泰委員長

料金課長。

●東端料金課長

料金のことに関しましては、現在のところ調査中ではございまして、今後慎重に対策をとっていきたいと考えております。

◎宿 典泰委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

その辺、しっかりとお願いしたいのと、実際この範囲、もうちょっと広いところまでいっているかもわかりませんが、その対象市民に対しまして、そういった情報提供、こういうことができます、知らない方もたくさんみえるんじゃないかなと、私もちょっと心配をしております。ずっと防災の関係で、ずっとメールとかでは来ていたんですが、そういったものの情報発信は知っている人は知っておりますが、知らない人は知らないということがありえますので、その辺の周知徹底というのをしっかりとお願いしたいのですが、その辺はどのようにお考えになっておりますか。

◎宿 典泰委員長

部長。

●川口上下水道部長

委員仰せの、今の周知徹底につきましては、ちょっと判断的に大変難しいところがございます。そういった中で今後我々も東邦ガスと対応に当たりまして、協議を踏まえて、そちらのほうについ

ては慎重に対応をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

◎宿 典泰委員長

よろしいですね、はい。

御発言もないようでありますので本件につきましては、この程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分